

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和 5 年 7 月 3 1 日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市立山城小学校校舎増築等業務

2 業務内容

本業務は、「甲府市立山城小学校」の校舎増築等の実施にあたり、公共施設等マネジメントの視点から、「ライフサイクルコストの縮減・平準化」、「地球温暖化対策」、「防災レジリエンス強化」の課題解決を目指すものであり、豊富な経験、ノウハウ及び高度な専門知識等を有する民間事業者に企画提案を募り、業務の企画・設計・施工、資金計画及び維持管理等を一括で実施するものとなる。

実施にあたっては、プロポーザルで選定した優先交渉権者が提案する内容に基づく本市との詳細協議が合意に至った場合において、山城小学校の増築に係る業務委託契約又は賃貸借契約等を締結するものとする。

なお、本業務は解除条件付きの募集であり、協議が成立した場合においても、予算案件が議会で承認されない等の事由により、実施に至らない場合があるものとする。

3 履行期間

設計・施工後の供用開始から 10 年（120 か月）

4 参加資格要件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 応募者（協力事業者は除く）は、本市の入札参加資格の認定を受けている者であり、本業務を確実に遂行するための能力、技術及び組織（人員体制）を有する単独企業又はグループ（複数の企業の共同体等）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく市の入札参加制限を受けていない

こと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 本市の指名停止を受けていないこと。

(6) 次に該当しないこと

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員

カ 国税及び地方税に滞納がある者。

5 手続き等

(1) 要領等の配布

甲府市立山城小学校校舎増築等業務提案募集要領（以下、「要領」という。）等を 甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申込書の提出方法、提出期限及び提出先等については、要領等を参照すること。

6 連絡先

甲府市 まちづくり部 まち整備室 建築営繕課（担当：丸登・澤田）

甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号

（電 話）055-237-5862

（F A X）055-227-8067

（E-mail）tosieize@city.kofu.lg.jp